

徳島県子どもの読書活動推進計画 (二次推進計画) (案)

徳島県教育委員会

目 次

第1章	一次推進計画の成果と課題	
1	一次推進計画策定後の情勢変化	1
2	一次推進計画の成果	2
3	一次推進計画の課題	3
第2章	基本的な考え方	
1	徳島県子どもの読書活動推進計画（二次推進計画）策定の趣旨	6
2	基本方針	6
3	推進計画の体系	8
4	計画の期間	8
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭，地域，学校等における子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実	9
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	9
(2)	地域における子どもの読書活動の推進	11
①	公立図書館における活動の推進	11
②	児童館や公民館における活動の推進	13
③	民間団体等による活動の推進	14
④	障害のある子どもの活動の支援	16
⑤	外国人の子どもの活動の支援	16
(3)	学校等における子どもの読書活動の推進	17
①	幼稚園や保育所における活動の推進	17
②	小学校・中学校における活動の推進	18
③	高等学校における活動の推進	19
④	特別支援学校における活動の推進	20
⑤	学校図書館の機能の充実	22
2	図書館，学校，民間団体等の連携・協力体制の構築	24
第4章	子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成	25
1	子どもの読書活動推進のための情報収集と提供	25
2	「子ども読書の日」や「こども読書週間」等への取り組み	26
3	優れた取り組みの奨励、優良図書の普及	26
(1)	優れた取り組みの奨励	26
(2)	優れた図書の普及	27
第5章	推進体制の整備	28

第1章 一次推進計画の成果と課題

1 一次推進計画策定後の情勢変化

「徳島県子どもの読書活動推進計画」（一次推進計画）が平成15年11月に策定されてから、本県の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県内の教育諸施策も大きく変化しました。

【社会】

(1) 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及によって、利便性が向上した反面、子どもたちが映像に過度に依存し過ぎることに伴い、文字・活字離れが懸念されています。

(2) 地方分権社会への推進

平成11年の地方分権一括法成立に始まった地方分権の流れは、三位一体の改革、市町村合併の推進などによって、大きく進展してきました。さらに、平成18年末に成立した「地方分権改革推進法」では、子どもの読書活動について、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

【国】

(1) 教育基本法・学校教育法の改正・教育振興基本計画の策定

・平成18年12月 教育基本法改正

「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」（第2条第1号）

・平成19年6月 学校教育法改正

「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）。

・平成20年7月 教育振興基本計画策定

「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」（基本的方向3）

(2) 文字・活字文化振興法の成立・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次基本計画）策定・図書館法改正

・平成17年7月文字・活字文化振興法の成立

活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」（文字・活字文化振興法第1条）。

・平成20年3月子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次基本計画）策定

第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの。本計画中に、必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として数値目標が掲げられています。

・平成20年6月図書館法改正

運営の状況に関する評価（第七条の三）、運営の状況に関する情報の提供（第七条の四）

【県】

(1) 徳島県子どもの読書活動推進協議会設置並びに徳島県子どもの読書活動推進協議会からの提言

平成16年度から県内の子どもの読書活動の推進の実践者、有識者、公募委員からなる徳島県子どもの読書活動推進協議会を設置し、一次推進計画の進捗よく状況を検討し、読書活動推進のための協議が行われました。

平成20年3月には協議会から「県民総ぐるみの読書運動で子どもの読書活動推進!」が提言されました。

(2) 読書の生活化プロジェクトー1000万冊読破ー開始

平成18年度4月から実施されたプロジェクトで、県下すべての公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の園児・児童・生徒・教職員が3年間で1000万冊を読破しようとするもので、平成19年10月～12月の集計によって、1000万冊読破を達成しました。

(3) 「とくしま子どもの読書応援プログラム」(文部科学省委託事業)開始

平成19年度から「とくしま子どもの読書応援プログラム」を実施し、19年度は絵本作家による「おはなし会」、読書ボランティアによる子どもの読書フェスティバルを開催しました。平成20年度には、「読書ボランティアリーダー養成事業」と「青少年のためのオーサー・ビジット事業」を実施し、子ども読書フェスティバルの開催や中学校・高校へ作家等を派遣することによって、子どもの読書活動の推進を図っています。

(4) 徳島県教育振興計画の策定

平成20年10月に策定され、子どもの読書活動推進の気運をさらに高めるため、子どもの読書活動に関するイベント(県主催)の参加者を平成24年度までに4,000人(平成15年度からの累計参加者数:平成19年度末2,156人)以上とするとともに、学校以外での読書時間である家や図書館で1日10分以上本を読む児童生徒の割合を平成24年度までに小学5年生、中学2年生ともに5ポイントの増加を目指す(平成19年度は小学5年生70.2%、中学2年生60.6%)とする数値目標を設定しています。

2 一次推進計画の成果

一次推進計画策定以降の取り組みの成果として、次のようなものが挙げられます。

(1) 平成20年度末までに、県内6市町において*「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」。)が策定されました。

(2) 県内11市町において*ブックスタートが実施されています。

(3) *12学級以上のすべての学校に司書教諭が発令されています(平成16年度:95.9%(特別支援学校5校)、平成19年度:100%)。また、原則、すべての高等学校に学校司書が配置されています。

(4) 学校、特に小学校において読書ボランティアとの連携・協力が進んでいます(平成15年:16.0%、平成19年:57.1%)。

- (5) 学校，特に中学校・高等学校において全校一斉読書に取り組む学校が増加しています（平成15年：中学校 74.4%，高校 52.4%，平成19年：中学校 87.4%，高等学校 60.5%）。
- (6) 平成18年度4月から県全体で*「読書の生活化プロジェクトー1000万冊読破ー」（以下，「読書の生活化プロジェクト」）を実施し，プロジェクト2年目の平成19年10月～12月の集計によって，目標の1000万冊読破を達成しました。
- (7) 読書ボランティアの主体となる「子どもの本の読書グループ」の団体数が増加しました（平成15年度：39団体，平成18年度：53団体，平成20年度：57団体，徳島県読書振興協議会調べ）。

*「市町村推進計画」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定により，都道府県，市町村は，それぞれ，都道府県推進計画，市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。現在，藍住町，板野町，鳴門市，松茂町，上板町，阿南市（策定順）の6市町で策定。

*ブックスタート

乳幼児検診の機会に，赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら，絵本を手渡す運動。現在，徳島市，鳴門市，阿南市，小松島市，阿波市，那賀町，牟岐町，藍住町，板野町，上板町，東みよし町の11市町で実施。

*「読書の生活化プロジェクトー1000万冊読破ー」

県内，すべての公立幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校の園児・児童・生徒・教職員が3年間で1000万冊の本を読むことを目標とした取組。

*12学級以上のすべての学校に司書教諭が発令

学校図書館法により，平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置。

3 一次推進計画の課題

一次推進計画期間後の課題として，次のようなものが挙げられます。

- (1) 小学校における読書ボランティアの活用状況をみると，活用割合は全国平均を下回っており（ボランティアの活用状況：県：57.1%，全国 72.4%），その内訳においても，「貸出返却業務・書架の飾り付け等の学校図書館運営の支援」が全国平均を下回っています（貸出返却などの学校図書館運営支援：県 2.4%，全国 14.1%，書架の飾り付けなどの学校図書館運営支援：県 15.3%，全国 33.7% 「平成19年度学校図書館の現状に関する調査」）。学校図書館の活性化を図る上で，学校と読書ボランティアが新たな視点や工夫を凝らしながら，より一層の連携を深めることが望まれます。

- (2) 公共図書館との連携を実施している学校数の割合が全国平均と比較すると低く(公共図書館との連携状況：小学校：県 41.5%，全国 64.9%，中学校：県 18.4%，全国 40.6%，高等学校：県 26.3%，全国 36.0% 「平成19年度学校図書館の現状に関する調査」)、学校における読書活動を推進していく上で、公共図書館とのハード・ソフト両面にわたる、より一層の強化が望まれます。
- (3) 「読書の生活化プロジェクト」の各学校段階の月間読書冊数(子どもと教職員の冊数を合わせたもの)において、学校段階における差が生じています。一人当たり月間平均読書冊数(平成20年4月～9月)は、幼稚園 17.9冊、小学校 6.9冊、中学校 1.5冊、高等学校 0.8冊、特別支援学校 1.2冊です。特に全国的にも中学生・高校生における「本離れ」、「活字離れ」の傾向が指摘されています。
- (4) 学校図書館資料については各市町村を中心に整備が進められ、*学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校・中学校とともに全国平均を上回っています(【学校図書館図書標準状況】小学校：県 53.2%，全国 42.0%，中学校：県 41.4%，全国 37.2% 「平成19年度学校図書館の現状に関する調査」)。しかし、平成18、19年度の小学校・中学校学校図書館関係への予算措置状況をみると、両年とも*予算措置率100%を下回っており(【学校図書館関係予算措置率状況】平成18年度：県 82.4%，全国 120.7%，平成19年度：県 49.4%，全国 78.0% 「平成19年度学校図書館の現状に関する調査」)、財政状況を踏まえた図書館資料の適切な更新が望まれます。
- (5) 平成19年度から実施されている*全国学力・学習状況調査〔児童生徒質問紙〕回答結果集計によると、「読書が好きですか」に「当てはまる」と回答した生徒(中学3年生)の割合は全国平均と比較すると多いのですが、児童(小学6年生)の割合は少なくなっています(【平成19年度】児童：県 40.7%，全国 45.4%，生徒：県 45.4%，全国 43.2%，【平成20年度】児童：県 42.5%，全国 46.1%，生徒：県 44.7%，全国 43.8%)。
- そして、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」に「10分以上」と回答した生徒の割合は全国平均と比較すると多いのですが、児童は少なくなっています(【平成19年度】児童：県 61.6%，全国 63.9%，生徒：県 52.5%，全国 50.7%，【平成20年度】児童：県 61.1%，全国 62.8%，生徒：県 50.3%，全国 49.5%)。子どもの読書活動を推進するために、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から読書活動の魅力、素晴らしさをこれまで以上に伝えることが望まれます。
- また、「読書が好きな児童生徒、家や図書館で、普段から読書をする児童生徒(小学校調査においては30分以上、中学校調査においては10分以上)の方が、国語A・B(A：主として知識、B：主として活用)とともに正答率が高い傾向が見られる」とする分析が出されており、上記の〔児童生徒質問紙〕回答結果から読解力の低下が危惧されます。「読む力」は、「書く力」、「考える力」を培うのに関連するため、読書活動を通しての読解力向上も課題となっています。

*学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

*予算措置率

各地方公共団体の予算額と、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定した額で、普通交付税措置の算定基礎となる基準財政需要額との比率。

*全国学力・学習状況調査

国が全国各地の児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、小学校第6学年、中学校第3学年の原則全児童生徒を対象に実施。実施内容は、教科に関する調査（国語、算数・数学）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査。

第2章 基本的な考え方

1 徳島県子どもの読書活動推進計画（二次推進計画）策定の趣旨

今日の情報メディアの急速な発達・普及による情報源の多様化や、子どもの生活環境の変化などによって、「子どもの読書離れ」が指摘されています。

このような状況を踏まえて、国は子どもの読書活動推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が定められました。

そして、平成20年3月には第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が策定されました。

本県では、国の第一次基本計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（一次推進計画）を策定し、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備、社会的気運の醸成に努めてきました。

一次推進計画期間中、「読書の生活化プロジェクト」をはじめとした学校における読書活動の推進や、読書ボランティアの活動が活発化してきましたが、学校、図書館、民間団体等のより一層の連携や、学校図書館の活性化などに課題が指摘され、一次推進計画期間の5年間も経過しました。

このため、国の第二次基本計画に基づき、一次推進計画期間中の成果と課題を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取り組みを示すものとして「徳島県子どもの読書活動推進計画」（二次推進計画）を策定します。

2 基本方針

今日の子どもの状況をみると、平成16年と平成19年に公表された*「OECD生徒の学習到達度調査」において読解力の向上が課題であることが指摘されています。そして、それにつながるとされる問題解決能力の不足や基礎学力の低下も指摘されているところです。また、論理的な思考力の未熟さが引き起こす問題行動なども社会的な関心を集めています。

読書には、考える力を伸ばし、自分自身の内面的成長を促すという特性があります。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条にも「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」とうたわれています。

そして、「読む力」は最も基本的な学力のひとつであり、読書活動は、論理的な思考力や豊かな感性を養うとともに、主体的に学ぶ力の基礎、さらには知的活動の基礎を育みます。学ぶ力の基礎、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、「文字・活字文化振興法」第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものです。

今、私たちの社会は高度情報化、国際化等が急激なスピードで進行し、大きな変革期を迎えているといえます。新しい時代を担う子どもが、読書活動に取り組むことで自らの心を育て、社会に目を開き、未知なる世界への関心を高め、生涯にわたって主体的に生きる力をはぐくむことは計り知れない価値を持つものです。

このような子どもの自主的な読書活動を推進するために、「徳島県子どもの読書活動推進計画」（二次推進計画）においては、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、子どもの読書活動の意義や重要性について県民の理解・関心を高め、家庭、地域、学校の連携のもと県民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境を整備することを目指します。

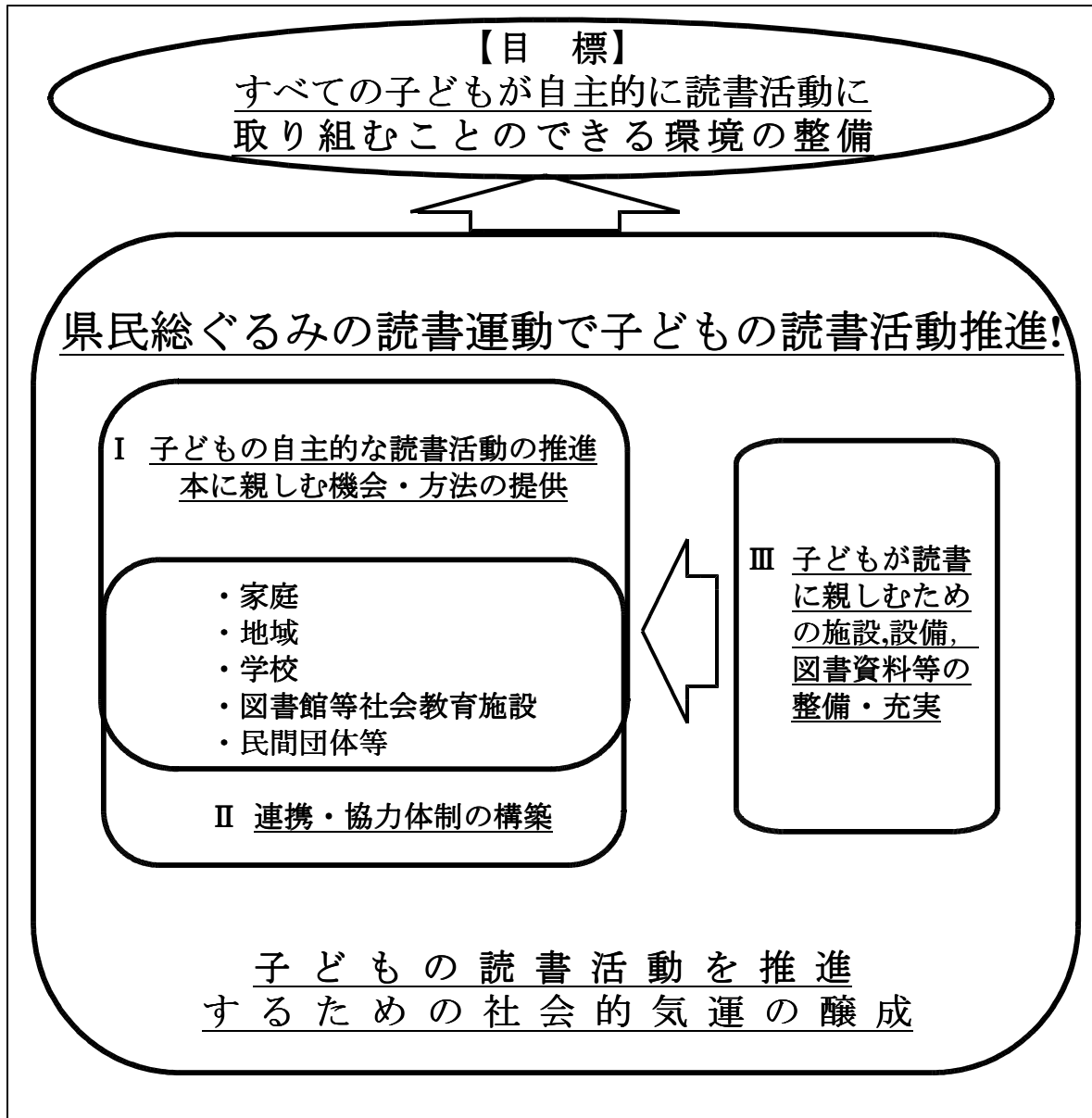
* 「OECD生徒の学習到達度調査」

参加国が共同して国際的に開発した15歳児を対象とする読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野の学習到達度調査を実施。

3 推進計画の体系

本県においては、この「二次推進計画」に基づき、学校、家庭、地域、図書館などの社会教育施設、民間団体などが相互に連携協力し、子どもの自主的な読書活動を県民総ぐるみで推進するための社会的気運の醸成を図ります。

また、子どもが読書に親しむための機会と施設、設備、図書資料などの整備・充実に努め、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めます。



4 計画の期間

計画の期間は、平成21年度からおおむね5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭、地域、学校等における子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

【役割】

子どもが読書に親しむための基礎作りは、まず、家庭の中で言葉の体験を重ねることから始まります。乳幼児期においては、親からの語りかけや子守歌によってはじめて言葉と出会い、絵本の読み聞かせによって、親子でひとつの本を読む楽しみや喜びを体験します。祖父母などから昔話や民話、わらべ歌を語り聞くひとときは、子どもの想像力や心を豊かにする貴重な時間になります。

また、子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさや喜びに気づき、進んで読書活動を積み重ねていくことができるように、読書に親しむ機会と場を提供することに努めることが大切です。親が子どもに読み聞かせをする、子どもが親に読んだ本の話をする、同じ本について親子で語り合える、親が読んだ本について子どもに話す、といった環境をつくることによって、本に親しむ子どもを育成することができます。本に親しむ家族の姿は、子どもたちの心に伝わります。

読書活動の推進に当たっては、読書が子どもの成長にとってどんな意義があるか、読書の意義とその重要性を、まず、保護者自身が深く理解することが重要です。そして、家族ぐるみで子どもが本に親しめることのできる場所に出かけたり、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境をつくる「家族ぐるみの読書の生活化」を図ることが大切です。

【現状と課題】

本県の市町村においては、ブックスタートの実施や、乳幼児健診時に読み聞かせの重要性を啓発しています。しかしながら、すべての市町村において行われているわけではありません。県内すべての乳幼児を持つ家庭への啓発と支援を進める必要があります。

また、多くの幼稚園や保育所では、週末を中心に絵本を貸し出し、家庭での読み聞かせや読書を支援しています。蔵書数や図書資料の新規購入などが十分に行われていない所もあります。

さらに、家庭において子どものテレビ・ビデオの視聴時間や、コンピュータゲーム使用などの時間の占める割合が多くなっているために、読書の習慣を持たない子どもが増えています。さらには、携帯電話・パソコンの急速な普及により、その傾向がますます強まっています。

このような傾向は子どもだけに限らず、家庭全体の傾向になりつつあり、家庭において子どもが文字・活字に触れる機会が減少しているといった指摘がされています。

また、携帯電話やパソコンのインターネット機能の普及と進歩によって、*ケータイ小説といったこれまでとまったく違った媒体を通じた新しいスタイルの読書が若者を中心に流行するなど、読書の形態においても大きな変化が現れてきています。

【施策の方向性】

「市町村計画」策定の推進や子育て支援事業などを通して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の習慣を持つことの重要性について、保護者を中心とした大人、県民全体の一層の理解促進を図る必要があります。

そして、乳幼児検診時などを利用してボランティアが絵本の読み聞かせについての話をしたり、ブックスタートなどによって子どもが初めて本に触れ、さらに次の段階の読書へとつながるような機会を広げることが求められています。

また、インターネットを活用し、子どもの読書や読書機会についての情報を各家庭に提供することが一層求められています。

【具体的な取り組み】

- 県立図書館において子どもの読書活動についての研修会等を実施するとともに、親子の読書活動に関係しているお話し会や読み聞かせの会、ブックスタートを実施している市町村などと連携し、子どもの読書活動の具体的な推進方法について市町村・関係機関に周知し、その振興に努めます。
- 子育て支援事業として、絵本を通じた親子のふれあいや、子育て支援者の協力を得る機会を作るため、*絵本の読み聞かせに関する講習会を行い、読み聞かせや子どもの読書活動の重要性についての理解の促進を図ります。
- 家庭での読み聞かせや、本との出会いの大切さなどが書かれている「ドキドキ子育て 家庭教育手帳 乳幼児編」、「ワクワク子育て 家庭教育手帳 小学生（低学年～中学年）編」、「イキイキ子育て 家庭教育手帳 小学生（高学年）～中学生編」を県教育委員会ホームページに掲載することなどによって、広く啓発や理解の促進を図ります。
- リーフレットや*インターネットを通じ、読書活動推進に関する情報を提供するとともに、*「家庭の10分間読書」推進の提唱による「家族ぐるみの読書の生活化」の普及・啓発に努めます。

【重点目標】

- 「家庭の10分間読書」実施を提唱し、普及に努めます。

*ケータイ小説

携帯電話のメール機能を使用して執筆し、携帯電話のメール機能の使用によって閲覧される小説（電子書籍）のこと。

*インターネット

ホームページアドレス

徳島県教育委員会生涯学習政策課

<http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/WMV/b121k0120>

徳島県生涯学習情報システム「まなび広場 とくしま子ども読書の部屋」

http://syougai.tokushima-ec.ed.jp/srch_childbook.php

徳島県立図書館「ほんのくにのアリス」

http://www.library.tokushima-ec.ed.jp/libhp/alice/index_n.htm

*「家庭の10分間読書」

学校で行われる「朝の10分間読書」に対して、家庭での読書活動を推進する試み。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

【役割】

子どもが、それぞれの成長に応じ、生活のあらゆる場で本に親しみ、読書習慣を身に付けるとともに、子どもが感動する本に出会えるために、子どもたちの身近なところで、自由に本を手にするのできる環境づくりに地域全体で取り組むことが求められています。

地域においては、学校や家庭と連携し、すべての子どもに読書に親しむ機会を提供するとともに、図書の実態など読書環境を整備・充実することが必要です。

図書館には、地域の読書活動を支えるキーステーションとして、子どもから大人を含めた地域の読書活動を一層推進するとともに、民間団体との連携を進めることによって子どもの読書活動を応援する地域のネットワークを整備することが求められています。

また、児童館や公民館は地域に密着し、地域住民に親しまれています。地域の子どものいつでも、どこでも本を手にするのできる機会づくりにおいて重要な役割を担っています。

そして、民間団体等は子どもの読書活動を応援する地域のネットワークの担い手として、図書館、児童館や公民館、学校と一層連携するとともに、他の民間団体との連携を深めることによって、あらゆるところで子どもの読書活動を応援することが期待されています。

障害のある子ども、外国人の子どもの読書活動の支援には、県内の関係機関の連携協力が不可欠です。この連携協力が、個々の状況に応じた支援につながります。

① 公立図書館における活動の推進

【現状と課題】

図書館は、いつでも子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所です。現在、本県の公立図書館としては、県立図書館と28の市町村立図書館があります。

これらの図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や、図書館職員・地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ・*ストーリーテリング・紙芝居の上演などをそれぞれに創意工夫し、実施しています。

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの求める本や資料、情報が容易に入手できるようサービスの充実が求められるとともに、公立図書館の相互提携などによって、子どもの利用者に対する利便性を高めることが求められています。館の施設面においても、多くの図書館においては児童室や児童コーナーが設けられ、また、児童用トイレを設置する図書館もありますが、子どもの利便性を高める施設の整備も求められています。

図書館は、地域の学校と連携し図書資料の団体貸出を行っています。中には、学校図書館利用環境のシステム化を支援する図書館もあります。また、多くの図書館では、市町村が実施するブックスタートや保健センター

などの保健福祉部局との連携事業において、絵本の読み聞かせの重要性を普及・啓発しています。

図書館は、地域の読書活動を支えるキーステーションとして、民間団体との連携による子どもの読書活動を応援する地域のネットワークの整備とともに、図書館職員・司書と学校との定期的な連絡会や、図書館司書による学校への訪問などのソフト面での連携が求められています。

【施策の方向性】

本県では、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めることができるように、各種サービスと子どもが本、読書に親しめる機会の一層の充実を図るとともに、引き続き子どもの本の整備に努めます。

市町村立図書館は、地域の読書活動を支えるキーステーション、県民総ぐるみの読書運動の地域の拠点です。子どもが地域の身近なところで読書ができるように環境を整備するとともに、地域との連携を図ることが重要です。県立図書館は、市町村立図書館の支援に努めていきます。

さらに、図書館が設置されていない町に対しては、教育委員会・公民館などの関係機関と密接に連携し読書環境の充実や、設置に向けた取り組みを働きかけるとともに、子どもの読書活動に関する情報提供や県立図書館図書資料の貸出しなどによって、地域による利便性の格差是正に努めます。

【具体的な取り組み】

〈県立図書館の資料、設備の整備・充実〉

- 引き続き、子ども向け図書・資料の収集に努めます。
- 児童文学に関する研究書や児童文化に関する資料などを集めている「児童資料室」を活用して、司書教諭や研究者、ボランティア、学生等が充実した調査・研究活動を展開できるように支援を行います。
- 障害のある子どもの読書活動を支援するため、点字図書の整備や朗読サービス、郵送貸出しを行います。
- 司書による「お話し会」・ボランティアによる「お話し会」を定期的で開催したり、子どもが読書に親しむイベントを開催します。
- 子どもの読書活動を推進するために、いろいろなテーマに沿った絵本や図書のリストを作成するとともに、展示を行います。
- これまでの図書館サービスを活用することに加え、ICT技術の活用を進めることによって、県民誰もが「いつでも、どこでも」、子ども向けの本に関する資料の情報などの必要な図書館サービスを受けることのできる「とくしまネットワーク図書館」の構築を目指します。

〈県立図書館の市町村立図書館等への支援〉

- 子どもの読みたい本が地元の図書館になかった場合は、県立図書館の資料を地元の市町村立図書館（図書館がない場合には教育委員会）を通じて借りたり、返したりできる協力貸出しのサービス向上を図ります。
- 市町村立図書館などで調査が困難な*レファレンスの回答を援助します。
- 図書館未設置の町に対しては、図書館が果たす役割の重要性について認識を深めてもらうため、あらゆる機会を通じて、助言を行います。また、町教育委員会等のリクエストに応じて、図書の貸出しを行います。
- 市町村立図書館が行う学校の調べ学習などに対する資料の提供など、

市町村立図書館と学校の連携した取り組みを支援します。

〈人材の養成〉

- 公立図書館の職員を対象に各種研修会を実施して、その資質と図書館サービスの向上に努めます。
- 子どもやその保護者、教育関係者、ボランティアなど、読書に関する個人や団体を対象として、読書の楽しさや必要性、さらには、読書活動の実践法について学ぶ研修や講座を実施するとともに、養成した読み聞かせボランティアによる「お話し会」を開催します。

〈連携・協力〉

- 市町村立図書館と地域の学校、幼稚園、保育所、児童館などが連携して、子どもの読書活動を推進していくために、県立図書館は、市町村立図書館への協力貸出しの支援を行います。
- 県立図書館は、*国際子ども図書館や県内外の公共図書館、公民館図書室との相互協力を進めます。
- 「とくしまネットワーク図書館」の構築によって、県立図書館と市町村立図書館の一層のネットワーク化を図り、公立図書館の利便性を高めます。

【重点目標】

- *ICTを活用した「とくしまネットワーク図書館」の構築を目指します。

*ストーリーテリング

物語を覚えて子どもたちに対して語ること。

*図書館システム

コンピュータなどの情報機器による、貸出し・返却・資料の受け入れなどの図書館業務のシステム化のこと。

*レファレンス

利用者の問い合わせに応じて、図書館の資料と機能を使い、図書の照会や情報の提供を行うこと。

*国際子ども図書館

日本初の国立児童書専門図書館。正式名称は国立国会図書館国際子ども図書館。2000年5月第1期分開館し、2002年5月全体が完成、開館。

*ICT 情報や通信に関する技術の総称。

② 児童館や公民館における活動の推進

【現状と課題】

児童館は現在県内に64館（平成20年7月1日現在）あります。その図書室では、絵本などの児童図書を活用したさまざまな活動が行われ、な

かでも、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっています。

公民館は、現在県内に334館（平成20年3月31日現在）あります。地域における生涯学習・交流活動の場として地域住民に親しまれ、図書館が設置されていない町では、地域の中心的な読書施設となっていますが、大人の施設というイメージが強く、子どもが気軽に利用するという点では十分とは言えません。公民館活動の中で、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域ぐるみで子どもの読書活動に取り組むことが求められます。

また、活動している児童館や公民館自体の施設や蔵書数が、必ずしも十分ではない点もありますので、図書資料等の整備が必要です。

【施策の方向性】

子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、図書室において保護者や地域の読書ボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動が推進されるよう支援するとともに、図書資料の整備を促します。

また、公立図書館から遠い地域の中・高校生の読書活動を支援するために、中・高校生向けの図書の整備・充実を促します。

【具体的な取り組み】

- 広報紙の活用による読書活動の普及を図ります。
- 社会教育講座（親子読書活動など）の開催を促します。
- ボランティアによる読み聞かせなどを促します。
- 絵本などの展示会の実施を促します。
- 地域の公立図書館との連携を促します。
- 県立図書館の団体貸出しなどにより、児童館や公民館における読書活動を支援します。
- 研修を通じ、職員の読書活動に関する意識の高揚を図ります。

【重点目標】

- 公民館・児童館での積極的な読み聞かせやお話し会の実施を促進します。

③ 民間団体等による活動の推進

【現状と課題】

地域の取り組みは、図書館、児童館、公民館などが独自に、または、各機関が連携し、進められています。民間団体なども、図書館、児童館、公民館、学校と連携し、読み聞かせを中心として、地域に根ざした活動を展開しています。

県内では、さまざまな家庭・地域文庫、NPOやボランティアの読書グループが活動しています。これらの民間団体などが、子どもの読書活動を応援する地域のネットワークの担い手として、地域の子どもの読書活動についての情報・行事を共有するため、図書館・学校など一層連携・協力することが望まれます。

そして、民間団体などが主体性を持ちつつ、団体相互の連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として、

子どもの読書活動の一層の推進に資することとなります。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、民間団体などによる自主的な読書ネットワークの構築を図り、民間団体があらゆるところで子どもの読書活動を応援することができるよう支援することが求められています。

【施策の方向性】

子どもの読書活動推進を支える民間団体等の養成や、民間団体による読み聞かせや、お話し会などの活動、民間団体相互のネットワークづくりを支援します。

学校、図書館、民間団体などの相互連携による、子どもの読書活動を応援する地域ネットワークづくりの支援を行います。

民間団体等に子どもの読書活動推進に関する情報、資料を積極的に提供することによって、子どもの読書活動推進についての情報の共有に努めます。

【具体的な取り組み】

- ボランティア養成講座等を開催し、民間団体の育成を図ります。
- *放課後子ども教室や、*放課後児童クラブでの民間団体による読み聞かせや、様々な読書活動の支援に努めます。
- 読書に関する講演会、フォーラムなどの実施については、リーフレット、ホームページなどを通して広く民間団体などに広報し、情報の共有に努めます。
- 民間団体による活動や読み聞かせに関する情報をホームページなどを通して積極的に広報し、保護者・関係機関への啓発に努めます。
- フォーラム・読書フェスティバルなどを通して、学校、図書館、民間団体相互の連携・協力を一層促します。
- *「子どもゆめ基金助成金」募集の周知を図り、民間団体等による子ども読書活動の支援に努めます。

【重点目標】

- 読書ボランティアの主体となる「子どもの本の読書グループ」の団体数が70団体以上になるよう支援に努めます。

*放課後子ども教室

文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業により設置され、放課後の安全・安心な環境のもと、子どもたちが様々な活動を行う。

*放課後児童クラブ

厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業により設置され、保育に欠ける小学生の子ども保育を行う。

*「子どもゆめ基金助成金」

子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動などへの支援を行う事業。

④ 障害のある子どもの活動の支援

【現状と課題】

子どもの読書におけるニーズは、その障害の状態によって違ってきます。そこで、障害の状態に応じた読書活動の支援が求められます。例えば、図書館へ行くことが困難な場合には、ボランティアによる外出支援や宅配による図書の貸出し（在宅送本）を行うなど、障害のある子どもに対するサービスの拡充による読書機会の充実が求められます。

【施策の方向性】

県立図書館において、子どもの障害の状態に応じた読書活動の支援を図ります。

【具体的な取り組み】

- 読書への興味や内容の理解を深めるために、視聴覚機器やパソコンの活用を促進します。
- 家庭や学校における絵本の読み聞かせやお話し会の実施と、その充実に努めます。
- 点字図書などの整備・充実を図ります。
- 県立視聴覚障害者支援センターを中心に点字・朗読奉仕員の養成に努めます。
- 県立図書館を中心に、朗読サービスや宅配による貸出しサービスなどの拡充を図ります。

⑤ 外国人の子どもの活動の支援

【現状と課題】

県立図書館には、外国人の子どもの読書活動を支援するために、英語の絵本を中心に、約4,300冊の外国語で書かれた子ども向け資料を所蔵しています。

また、県内の市町村立図書館においても、英語のみならず、アジア諸地域などの言語で書かれた図書の所蔵情報を提供したり、*ネイティブスピーカーのボランティアによるお話し会を開催することで日本語以外の資料を必要としている子どもの読書活動を支援していますが、蔵書などにおいて格差があり、十分とは言えません。

そのため、外国人の子どもの読書活動に対する支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

近年の急速な国際化の進展に対応するだけでなく、意見や価値観の多様化、異文化理解が重要との認識を深めつつ、読書活動を推進するための環境づくりを進めていきます。

図書館を中心に、日本語以外の子ども向け資料の紹介を通じて、外国人の子どものニーズにこたえる努力をしていきます。

【具体的な取り組み】

- パンフレット「図書館利用あんない」や、ブックリストにより図書館所蔵の外国語資料の紹介を定期的に行います。
- 図書館において「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を中心に日本語以外の子ども向け資料の展示を行います。

- 県内図書館・公民館図書室との相互協力を進め、地域の子どもの外国語資料に対する相談支援に努めます。

*ネイティブスピーカー

日本において、日本語以外の言語を母語とする人のこと。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校などにおいては、これまでも学習活動などを通して読書活動が推進されてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。国語科を中核に、各教科、また、全校一斉の読書活動や読み聞かせなどあらゆる学習活動を通じて読書の楽しみを実感させ、学校や家庭における子どもの読書習慣を身に付けさせることが大切です。

子どもの発達段階に応じた読書指導や学校図書館の活性化、そして、「読書の生活化プロジェクト」を推進することによって、生涯にわたる読書生活の基礎の確立を図ります。読書の生活化によって、子どもたちは「生きる力」の基礎を身に付けます。

① 幼稚園や保育所における活動の推進

【役割】

「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に示されている幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行い、言葉に対する感覚を養うとともに、民間団体との連携を深め、幼児期の子どもに読書の楽しさを知らせ、感性を磨き、豊かな心を育むことが大切です。

また、家庭と連携した取り組みによって、保護者等に対し、読書活動、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及するとともに、読書を通じた小・中学生との異年齢交流を進めるなどの、子どもたちの多様な本との出会いを工夫することが求められています。

【現状と課題】

幼稚園や保育所では、子どもが言葉や絵本に親しめるように、絵本の読み聞かせやお話し会が行われています。

「読書の生活化プロジェクト」において、幼稚園では月間一人当たり（平成20年4～9月）17.9冊を読んでいます。幼児期に特に言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。

【施策の方向性】

読書習慣を身に付けるためには、幼児が言葉や絵本に出会う機会を増やす環境づくりが必要です。

幼稚園や保育所において、幼児が絵本に関心を持ち、本を開く楽しさを覚えることができるように、幼稚園教諭や保育士の理解を深め、保護者・民間団体・小中学生との連携協力などによる多様な取り組みを工夫することが必要です。

また、子どもの発達段階に応じた絵本を整備することも大切です。

【具体的な取り組み】

- 民間団体との連携や異年齢間交流により、絵本の読み聞かせ、お話し会、紙芝居や人形劇などを広く実施します。
- 絵本コーナーの活用によって、幼児・保護者への絵本の貸出しを促進します。
- 読み聞かせの技術や、幼児が絵本に積極的に親しめる環境づくりの工夫について、教員及び保育士の理解を促進します。

【重点目標】

- 幼稚園においては、「読書の生活化プロジェクト」を推進します。

② 小学校・中学校における活動の推進

【役割】

新しい「教育基本法」の理念を受けて、平成19年6月に改正された「学校教育法」の第21条では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が規定され、平成20年の「学習指導要領」の改訂においては、各教科等における言語活動の充実、学校図書館の活用などによって、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

小学校・中学校においては、国語科、各教科等の学習活動や、諸活動・行事を通して読書活動を推進し、子どもの「読む力」をはじめとした言語活動の基礎を培い、「書く力」、「表現する力」の向上へとつなげていくことが求められています。

「学校教育法」、「学習指導要領」を踏まえた読書活動の指導の充実とともに、読書活動の多様化を図るため保護者・民間団体・図書館などとの連携が大切です。

【現状と課題】

本県では、小学校の9割以上、中学校の約8割以上の学校で全校一斉の読書活動を実施しています。また、民間団体などによる読み聞かせの実施や読書感想文コンクールや読書に関する発表会などを行う学校も多くあります。

また、「読書の生活化プロジェクト」の取り組みとともに、子どもの読書習慣の定着を図る学校独自の取り組みを始める学校も増えてきております。

しかしながら、必読書・推薦図書を定めている学校や、公共図書館の職員・司書と連携を図る学校などが全国の状況と較べると少ないという状況があります。

子どもの読書習慣の定着、読解力の向上を図るためにも必読書・推薦図書を定めるなど、各学校における創意工夫に充ちた子どもの読書活動推進のための全体活動計画や年間指導計画を充実させることが求められています。

【施策の方向性】

学校における子どもの読書活動を推進するため、司書教諭が中心となつてすべての教職員が連携し、子どもの読書活動推進の意義や読解力向上の重要性への理解を一層深めるとともに、各学校全体活動計画や年間指導計

画作成，実施，学校図書館の機能の充実を促進します。

そして，学校における読書活動を一層推進するため学校と民間団体（者），図書館等の連携の充実を支援します。

【具体的な取り組み】

- 「読書の生活化プロジェクト」を推進し，子どもの読書習慣の定着を図ります。
- 全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の活性化に努めます。
- 子どもの読解力向上につながる学校全体での読書活動計画や年間指導計画の確立を促します。
- 学校図書館を計画的に利用する授業を実施します。
- ブックリストを作成し，日々の学習や読書指導を支援します。
- 読書感想文コンクールやレポートなどの読書に関する発表機会の工夫を促します。
- 図書委員会活動（「読書の日」の設定，昼休みの朗読放送，読書マラソン，リレー読書，読書郵便など）の活性化を促します。
- 保護者やボランティアと連携した活動の実施を促します。
- 公立図書館からの団体貸出しを効果的に進めます。
- 司書教諭が役割を十分果たすことができるように，教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
- 各校における実践事例や先進的な取り組みに関する積極的な情報提供や情報交換，研究協議の機会の充実に努めます。
- 教職員研修講座により読書に関する指導力の向上を目指します。

【重点目標】

- 学校以外での読書時間である家や図書館で1日10分以上本を読む児童生徒の割合を平成24年度までに小学5年生，中学2年生ともに5ポイントの増加を目指します（平成19年度は小学5年生70.2%，中学2年生60.6%）。
- 小学校・中学校においては，「読書の生活化プロジェクト」を推進します。

③ 高等学校における活動の推進

【役割】

読書活動や文字資料への興味・関心は，読解力の向上や知的探求心や真理を求める態度を養うとともに，社会への関心を高め，情報収集・分析・活用能力やコミュニケーション能力を高めます。

高等学校においては，各教科，科目，特別活動，総合的な学習の時間，あるいは進路指導など様々な教育活動を通して，読書活動の推進に一層努め，将来にわたり自己実現を図ることのできる基礎を培うことが求められています。

【現状と課題】

現在，6割の高等学校において，全校一斉の読書活動が実施され，約8割の高等学校で読書感想文コンクール，約3割の高等学校で必読書・推薦図書が定められています。そして，平成15年度から，12学級以上の学校に司書教諭が発令されるとともに，原則，すべての高等学校に学校司書

が配置されています。

司書教諭と学校司書が中心となってすべての教職員が連携し、学校図書館の機能の充実、学校図書館を活用する学習活動などに取り組み、日々の読書指導の充実を図ることが大切です。

【施策の方向性】

県立学校においては、学校図書館を活用する学習が展開されるよう、学校司書を中心に、各学校の実情に沿った計画的な整備・充実に努めます。

また、生徒の読書活動に資する取り組みを推進していくために、教職員の指導力の向上と意識高揚を図るとともに、小・中学校・大学や公立図書館、また、民間団体などとの連携を図ります。

【具体的な取り組み】

- 「読書の生活化プロジェクト」を推進します。
- 全校一斉読書などの読書活動の活性化に努めます。
- 学校全体での読書活動計画や年間指導計画の確立を促します。
- 学校図書館を計画的に利用する授業を実施します。
- ブックリストなどを作成し、自主的な読書活動を支援します。
- 読書感想文コンクールやレポートなどの読書に関する発表機会の工夫を促します。
- 図書委員会活動の活性化を促します。
- 民間団体（者）と連携した活動の実施を促します。
- 公立図書館からの団体貸出しを効果的に進めます。
- 司書教諭が役割を十分果たすことができるように、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
- 各校における実践事例や先進的な取り組みに関する積極的な情報提供や情報交換、研究協議の機会の充実に努めます。
- 教職員研修講座により読書に関する指導力の向上を目指します。

【重点目標】

- 高等学校においては、「読書の生活化プロジェクト」を推進します。

④ 特別支援学校における活動の推進

【役割】

特別支援学校においては、子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、子どもの障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用などが重要です。

平成15年度から各学部12学級以上の学校に司書教諭が発令され、小規模校に対してもその発令に努めています。司書教諭は、学校図書館の機能の充実という役割を担っていますが、その役割が十分果たせるように、勤務条件を整備することが必要です。

そして、子どもの障害の状態に応じた特色ある読書活動の推進と、子どもが本に親しむことのできる環境整備に向け、学校と保護者をはじめとする地域の人々や民間団体との連携・協力が大切です。

【現状と課題】

特別支援学校においては、お話し会や全校一斉読書の実施、図書館だよ

りの発行などの取り組みが行われています。しかし、各学校において 児童・生徒の障害が重度・重複化、多様化しており、読書活動を推進するための図書資料や副読本の整備は十分とは言えません。

さらに、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書指導の充実を図るためには、司書教諭と教職員との連携や、保護者をはじめとする地域の人々や民間団体などとの協力が大切です。

【施策の方向性】

今後も引き続き司書教諭の発令に努めるとともに、子どもの障害の程度や状態に応じた読書活動の推進や読書習慣の確立を図ります。

また、公立図書館や保護者、ボランティアと連携して、図書資料や副読本の整備を図るとともに、学校間の情報交換を進めます。

【具体的な取り組み】

- 「読書の生活化プロジェクト」を推進します。
- 学校図書館を計画的に利用する授業を実施します。
- 子どもの発達段階や障害の状態に応じた*図書や副読本の計画的な購入に努めます。
- ブックリストを作成し、日々の学習や読書指導を支援します。
- 視聴覚機器やパソコンの活用を図ります。
- 紙芝居、*パネルシアター、校内放送による朗読などを通して、自分で本を読むことが困難な子どもが、読書を楽しめるよう努めます。
- 全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の活性化に努めます。
- 保護者やボランティアとの連携による障害の状態に応じた副読本の作成を促します。
- 移動図書館などを利用した積極的な取り組みを促します。
- 司書教諭が役割を十分果たすことができるように、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
- 先進的な取り組みに関する情報交換、研究協議の機会の充実に努めます。
- 教職員研修講座を開催して、障害に応じた効果的な読書に関する指導力の向上を目指します。
- ボランティアと共同して点訳絵本の製作を進めます。

【重点目標】

- 特別支援学校においては、「読書の生活化プロジェクト」を推進します。

*図書や副読本の計画的な購入

特別支援学校における学校図書館図書資料

1校当たり蔵書数

特別支援学校小学部	徳島	(2,291冊)	全国	(1,743冊)
特別支援学校中学部	徳島	(1,409冊)	全国	(1,218冊)
特別支援学校高等部	徳島	(2,856冊)	全国	(1,731冊)

出典 文部科学省初等中等教育局

「平成19年度学校図書館の現状に関する調査」(平成20年4月)

*パネルシアター

フランネルの布を張ったパネルを置き、演じ手がそのパネルの脇に立って、不織布で作った絵や人形をパネルの上にくっつけたり、動かしたりしながら、話の内容にそった場面を構成し、演じる、動く紙芝居のようなもの。

⑤ 学校図書館の機能の充実

【役割】

読書活動は、子どもの豊かな心や想像力を育むとともに、学習活動の基礎の力を培います。

学校図書館は、子どもの自主的な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、子どもの教科の学習活動、学校全体の学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能が求められています。

この学校図書館の機能を十二分に活用することによって、子どもの豊かな人間性や、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「生きる力」が育まれます。学校図書館を活性化させることによって、子どもにとって魅力のある学校図書館を目指すことが求められています。

また、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携による相互利用の促進や、学校図書館の地域開放などによる地域における読書活動推進への貢献が期待されています。

【現状と課題】

公立学校における学校図書館図書資料の計画的な整備に努めます。学校図書館における蔵書数については、小学校の53.2%、中学校の41.4%の学校が学校図書館図書標準を達成しており、それぞれ全国平均を上回っています。しかし、平成18、19年度の小学校・中学校学校図書館関係への予算措置状況を見ると、両年とも予算措置率100%を下回っています。多様化した児童生徒のニーズや、地域への開放などにこたえていくためには、図書資料の購入による学校図書館資料の充実とともに、施設の整備や機能の情報化が望まれます。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が発令されていますが、学校図書館の機能の充実・活性化を図る上で、小規模校への対応や司書教諭の勤務条件の整備などが必要です。

さらに、学校図書館を活用する学習活動や、学校図書館の地域開放などによる地域における読書活動の推進に貢献するためには、司書教諭と教職員との連携や、保護者をはじめとする地域の人々やボランティアの協力が求められています。

【施策の方向性】

*新学校図書館整備5か年計画に基づいた公立学校の学校図書館図書資料の計画的な整備や、施設の整備や機能の情報化を促します。

また、児童生徒の読書活動に資する取り組みを推進していくため、教職員の意識高揚を図るとともに、他の公立学校、高等学校・大学、公立図書館との連携を図ります。

学校図書館の地域開放に努めるとともに、公立図書館と連携した取り組みによる地域における読書活動を推進します。

【具体的な取り組み】

- 学校図書館の資料を活用し、「読書の生活化プロジェクト」や、全校一斉読書などの読書活動を推進します。
- 学校図書館を計画的に利用する授業を実施します。
- 児童生徒の利用や図書館資料の貸出しが伸びるよう学校図書館運営の創意工夫を促します。
- 夏休みなど長期休業中においても、児童生徒が学校図書館を利用できるように努めます。
- ブックリストを作成し、日々の学習や子どもの自主的な読書活動を支援します。
- 図書委員会活動（「読書の日」の設定、昼休みの朗読放送、読書マラソン、リレー読書、読書郵便など）の活性化を促します。
- 司書教諭が役割を十分果たすことができるように、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
- 各校における実践事例や先進的な取り組みに関する情報交換、研究協議の機会の充実に努めます。
- 子どもの発達段階や個性に応じた図書を計画的に購入するなど、蔵書の充実に努めます。
- 学校図書館の機能を高める施設の整備や、情報化を促します。
- 公立図書館からの団体貸出しを効果的に進めます。
- 近隣の学校と連携し、図書資料を互いに利用する取り組みを促します。
- 保護者や地域のボランティア、民間団体と連携した運営を推進します。

【重点目標】

- 学校図書館の運営に保護者、地域のボランティア、民間団体（者）の参画を促します。

*新学校図書館整備5か年計画

学校図書館における図書資料の計画的な整備を図るため、平成19年度からの5年間において地方財政措置が講じられることとされている。更新冊数分の措置を含め、総額1,000億円、単年度200億円の地方財政措置を予定。

2 図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の構築

県民総ぐるみの読書運動で子どもの読書活動を推進していくためには、図書館、学校、民間団体等その他の関係機関の連携・協力が重要であり、関係者が相互に情報交換等を行うための推進体制が整備されるよう支援していくことが大切です。

【現状と課題】

図書館、学校、民間団体などが読書活動を推進する中で、学校と公立図書館やボランティア団体（個人）との連携・協力による取り組みが広がっています。

子どもの読書活動を一層推進するためには、家庭、学校、図書館などが一体となり、地域ぐるみの取り組みが重要であり、このための推進体制づくりが求められます。

【施策の方向性】

図書館など社会教育施設、学校、民間団体などが連携・協力した推進体制を整備するとともに、民間団体相互の連携を図る取り組みを展開します。

【具体的な取り組み】

- 「徳島県子どもの読書活動推進協議会」を継続設置し、関係機関、民間団体との連携を推進します。
- 読書に関する講演会・フォーラムなどの開催に努めます。
- 公立図書館と学校図書館との情報交換及び情報ネットワーク化の整備を促します。
- 公立図書館から学校図書館への図書の一括貸出しを進めます。
- 図書館や博物館など社会教育施設と学校との連携によって、読書意欲の喚起を促します。
- 民間団体の連携を図り、民間団体のネットワークづくりを推進するためのイベントを開催します。
- 民間団体と学校・図書館との連携を促します。
- 図書館等と民間団体（者）との連携によるブックスタート事業の推進を支援します。

【重点目標】

- 各関係機関の連携を深め、子どもの読書活動推進の気運をさらに高めるため、子どもの読書活動に関するイベント（県主催）を開催し、イベントの参加者数が平成24年度までに5,500人（平成15年度からの累計参加者数：平成19年度末2,156人）以上となるよう努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

1 子どもの読書活動推進のための情報収集と提供

子どもが、楽しみながら進んで本を手にし、読書に親しむためには、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。

子どもが読みたがる本■子どもに読んでほしい本、家庭や学校、地域社会で行われる様々な読書活動やイベントの情報を収集し、積極的に提供することで読書活動の一層の推進を図ります。

【現状と課題】

県立図書館をはじめとする公立図書館では、窓口や広報紙、ホームページなどを通じて図書やイベント、各種サービスに関する情報を提供しています。また、県ではインターネットや携帯電話を利用した情報提供システムを活用し、県内公立図書館などで行われる講座やイベントの情報を収集・提供しています。

子どもの読書活動を一層推進するためには、これらの情報に加え、具体的な取り組み方や、先進的な実践事例に関する情報の収集と提供が必要です。

【施策の方向性】

読書活動に関係する施設や団体の相互の連携を強め、読書活動を推進するための情報収集に努めることによって、*生涯学習情報システム「まなび広場 とくしま子ども読書の部屋」を利用した広報活動を充実させ、より使いやすく、わかりやすい情報提供を行います。

また、家庭や教育施設を対象に、読書活動の必要性を啓発するためのリーフレットや先進的な実践事例を紹介する資料を作成・提供することによって、読書活動を促進します。

【具体的な取り組み】

- 子どもの読書活動を推進するためのホームページである生涯学習情報システム「まなび広場 とくしま子ども読書の部屋」を充実させ、県内公立図書館・民間団体などからの適切な情報収集を行い、情報提供に努めます。
- ホームページを通じて、家庭に対しての啓発と普及を推進します。
- 教育施設や指導者を対象とした実践事例集を作成、配布することによって子どもの読書活動を促進します。

【重点目標】

- ホームページ生涯学習情報システム「まなび広場 とくしま子ども読書の部屋」、県教育委員会の読書推進のホームページの充実を図ります。

*生涯学習情報システム

インターネットを利用して、県民の学習活動の選択支援と市町村や生涯学習

関連施設などの相互の連携及び学習相談を支援するため、良質な生涯学習情報を提供。イベント・学習機会（講座）、団体・サークル、施設・設備、指導者、教材、各種資格、情報源（相談窓口案内）の情報提供を行っている。

2 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」等への取り組み

【現状と課題】

平成14年度から設けられている「子ども読書の日」（4月23日）を中心に、県内各地の図書館、学校でお話し会や子どもの本の展示会などの関連行事が実施されています。

「子ども読書の日」について県民に対して、広くその趣旨の浸透を図る必要があります。

【施策の方向性】

国の広報事業と連携して「子ども読書の日」（4月23日）の県民への普及に努めます。

「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字活字の日」（10月27日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）において子どもの読書活動への興味や関心を深めていく取り組みを展開します。

【具体的な取り組み】

- 「子ども読書の日」を中心に、その趣旨にふさわしい行事が各市町村で活発に実施されるよう促します。
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についてポスター、リーフレットなどの活用による広報活動を推進します。
- 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」の広報活動に合わせて、「家庭の10分間読書」実施を提唱し、普及に努めます。

3 優れた取り組みの奨励、優良図書 の普及

(1) 優れた取り組みの奨励

【現状と課題】

*文部科学省では、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取り組みなどを行っている個人や団体、学校、図書館を表彰又は顕彰し、関係者の取り組みの意欲を更に高め、活動内容の充実を図ることによって、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めています。

本県においては、*徳島県読書振興大会などにおいて優れた取り組みをしている個人や団体を表彰しています。

【施策の方向性】

現在ある制度の効果的な運用を図り、子どもの読書活動における優れた取り組みについても表彰していきます。

また、国の表彰制度を活用し、その取り組みの奨励を図るとともに、広

く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めます。

【具体的な取り組み】

- 子どもの読書活動の優秀実践校，図書館，個人や団体を文部科学大臣表彰へ積極的に推薦します。
- *藍青賞や徳島県読書振興大会における表彰の推奨に努めます。

(2) **優れた図書の普及**

【現状と課題】

*社会保障審議会では，児童福祉文化財として推薦する優良図書を児童福祉関係団体へ広報しています。

【施策の方向性】

社会保障審議会等で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

【具体的な取り組み】

- 優良図書リストを作成して，市町村，図書館，義務教育諸学校，高等学校，特別支援学校，児童福祉施設などに配布することによって，読書活動の取り組みを支援します。
- 学校や公立図書館において推薦図書の展示・紹介を促します。

*文部科学省の表彰

文部科学省では，読書を推進する活動において特色ある優れた実践を行っている学校を顕彰する「読書活動」優秀実践校表彰制度とともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館・団体及び個人に対して「子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰」を設けている。

*徳島県読書振興大会

徳島県読書振興協議会が主催する行事で，年1回開催される。読書活動報告や講演会の他，優良読書グループの表彰などを行う。

*藍青賞

徳島県における子ども，グループ，学校及びその指導者などのうち，その業績等が顕著なものを表彰する制度。

*社会保障審議会

厚生労働省に属する審議会のひとつで，6つの分科会に分かれ，そのうち福祉文化分科会で優良図書の推薦等を行っている。

第5章 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するに当たっては、県と市町村とが連携・協力し総合的に施策を推進することが必要です。

また、公的機関だけでなく、県内各地で活発に活動している民間団体も含めた幅広い連携体制を築くことによって、子どもが本を読むことの楽しさや喜びに出会う機会を広げるとともに、県民の読書活動への理解を深めることができます。県民総ぐるみの読書運動で子どもの読書活動を推進する必要があります。

【現状と課題】

県内各地では、様々な機関や団体によって子どもの読書活動に対する取り組みが行われていますが、相互の連携については十分とは言えません。

また、市町村は県民にとって身近な地方公共団体であり、各市町村がそれぞれの実情に応じて、「市町村計画」の策定・実施をはじめ、子どもの読書活動の推進に取り組むことが求められています。

【施策の方向性】

県と市町村とがそれぞれの役割を明らかにしつつ、互いに連携・協力することで施策の総合的な推進を図ります。

行政機関はもとより、民間団体などとの連携体制を整備することによって、県民総ぐるみの読書運動で子どもの読書活動の推進を目指します。

【具体的な取り組み】

- 「市町村計画」未策定市町村を対象に策定に向けての研修会等を開催し、それぞれの地域の実情を踏まえるとともに、国の第二次基本計画及び県の二次推進計画に基づいた計画の策定を促します。
- 県内の行政関係者、教育関係者、民間団体関係者からなる「徳島県子どもの読書活動推進協議会」を継続設置し、この二次推進計画の進ちょく状況について検討・評価するとともに、情報交換を行うことによって、より一層連携を深め、施策の推進を図ります。
- 子どもの読書活動推進に関して調査を行い、県内外の情報の収集と提供に努めます。

【重点目標】

- 「市町村計画」策定市町村数が市町村数の50%以上となるよう策定を促します。